

中野区教育委員会会議録 平成23年第9回定例会

○開会日 平成23年3月25日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後 0時00分

○閉 会 午後 1時09分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員長職務代理	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(7名)

教育委員会事務局次長	合 川 昭
副参事(教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	古 屋 勉
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(生涯学習担当)	飯 塚 太 郎
中央図書館長(統括)	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	飛鳥馬 健 次
委 員	大 島 やよい

○傍聴者数 5人

○議事日程

[議決案件]

- 日程第1 中野区教育委員会委員の議席の決定について
- 日程第2 中野区教育委員会委員長の選挙について
- 日程第3 第17号議案 中野区体育指導委員に関する規則を廃止する規則
- 日程第4 第18号議案 中野区立学校施設の開放に関する規則及び中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第19号議案 中野区立体育館条例施行規則を廃止する規則
- 第20号議案 中野区立歴史民俗資料館条例施行規則及び中野区立歴史民俗資料館処務規則を廃止する規則
- 第21号議案 中野区もみじ山文化センターの管理及び運営に関する規則を廃止する規則
- 第22号議案 中野区区民ホール及び芸能小劇場条例施行規則を廃止する規則
- 日程第6 第23号議案 中野区教育委員会事務局の組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則
- 日程第7 第24号議案 中野区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 日程第8 第25号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第9 第26号議案 中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇給及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第27号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第28号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第29号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第30号議案 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第31号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第32号議案 中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第10 中野区教育委員会委員長職務代理者の選挙について

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 3 / 1 8 福島県田村市視察について
- ・ 3 / 1 8 区立中学校卒業式について
- ・ 3 / 2 4 中野区医師会の震災のPTSDへの対応に関する講演会について
- ・ 3 / 2 5 野方小学校閉校式について

(2) 事務局報告事項

- ①東北地方太平洋沖地震に伴う対応について（教育経営担当）（学校教育担当）
（指導室長）

中野区 教育委員会
第 9 回定例会
(平成 2 3 年 3 月 2 5 日)

午後0時00分開会

飛鳥馬委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまから教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席でございます。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

会議に先立ちまして一つお願いがあります。本日は午前中に沼袋小学校と野方小学校の閉校式がありました。そのために、教育委員会の開会が12時からという時間になりました。さらに、本日午後2時から丸山小学校の閉校式があります。私たちも出席しますので、会議の進行にご協力をお願いいたします。

また、本日は3月最後の教育委員会でございます。傍聴者発言も一応予定しておりますが、十分な時間がとれないかなと思います。これもご協力をよろしくお願いします。

ということでございますので、定例会の閉会は午後1時10分ぐらいをめどにしたいと。1時10分に終わりませんと、次の丸山小学校に行けないということなると思います。時間厳守でやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

<委員就任あいさつ>

飛鳥馬委員長

それでは最初に、3月18日に大島やよい委員が教育委員会委員に再任されました。本日が、再任され最初の教育委員会となりますので、一言ごあいさつをお願いします。

大島委員

このたび、もう1期教育委員を仰せつかりました大島です。これまで4年間、教育委員の仕事をしていただいて、大変意義のある、またやりがいのある仕事だということは感じておりましたので、これまでの4年の経験を踏まえて、今後はさらに自分も勉強して、また中野区の子どものために力を尽くしたいというふうに思っております。皆様、またご指導のほうよろしく申し上げます。

飛鳥馬委員長

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

<議決案件>

<日程第1>

飛鳥馬委員長

それでは、日程に入ります。

日程第1、「中野区教育委員会委員の議席の決定について」を上程いたします。

委員の議席については、中野区教育委員会会議規則第4条の規定により、委員長が指定することになっております。ただいま着席している議席を大島委員の議席として指定いたします。

<日程第2>

飛鳥馬委員長

次に、日程第2、「中野区教育委員会委員長の選挙について」を上程いたします。

教育委員会の委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項で1年と規定されております。私の委員長としての任期も3月27日をもって満了となります。そこで、本日の定例会におきまして次期委員長の選挙を行いたいと思います。

選挙の方法につきましては、例年のとおり、中野区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、指名推薦の方法により行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

異議なしということですので、指名推薦の方法により行いたいと思います。

なお、指名推薦の方法は、委員長からの指名推薦の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

異議なしということですので、それでは、次期委員長に、ただいま委員長職務代理者の山田委員を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

異議がございませんので、山田委員を次期委員長として決定いたします。よろしくお願ひします。

<日程追加>

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま次期委員長に山田委員が決定したことに伴い、委員長職務代理者が

不在となってしまうために、次期委員長職務代理者の指定を行う必要が生じたので、ここで、日程第10、「中野区教育委員会委員長職務代理者の選挙について」を追加し、先議することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

<日程第10>

飛鳥馬委員長

異議なしということでございますので、日程第10、「中野区教育委員会委員長職務代理者の選挙について」を上程いたします。

委員長職務代理者の指定につきましては、委員長選挙と同様、中野区教育委員会会議規則第5条の規定に基づいて指名推薦によることにしたいと思っております。

また、推薦は、委員長及び委員長職務代理者の方ともに事故ある場合を想定いたしまして、第1順位の方1名、第2順位の方1名、計2名の方をお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

それでは、委員長職務代理者の指定につきましては、次期委員長の山田委員からお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

では、山田委員に推薦をお願いします。

山田委員

それでは、委員長職務代理者の第1順位に高木委員、第2順位に大島委員を推薦したいと思います。よろしくお願いたします。

飛鳥馬委員長

ただいま次期委員長職務代理者の第1順位に高木委員、第2順位に大島委員が推薦されましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

異議なしということでございますので、第1順位に高木委員、第2順位に大島委員の2名を委員長職務代理者に指定いたします。

<日程第3>

飛鳥馬委員長

次に、日程第3、第17号議案「中野区体育指導委員に関する規則を廃止する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

副参事（生涯学習担当）

これは中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が施行されることによりまして、スポーツに関する事務が教育委員会事務局から区長部局に移管されます。それに伴いまして中野区体育指導委員に関する規則を廃止するものでございます。なお、平成22年4月に教育委員会より委嘱した体育指導委員につきましては、区長が委嘱を行ったものとみなします。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

山田委員

事務の職務権限の特例によって区長部局がスポーツに関する事務を管理するというところでございますので、特にご異議はございません。

飛鳥馬委員長

ほかはよろしいでしょうか。

質疑がないということですので、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第17号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

<日程第4>

飛鳥馬委員長

次に、日程第4、第18号議案「中野区立学校施設の開放に関する規則及び中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

副参事（生涯学習担当）

これは中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定によりまして、スポーツに関する事務が区長部局に移管となったわけですが、そのことと、実は地域生涯学習館につきまして、これまで地域生涯学習館規則というのを制定いたしまして自主運営委員会方式で利用を決めていたわけなのですが、この運営方法の変更をいたしまして、地域生涯学習館自体を学校開放の一環と位置づけるということになったものでございます。それで、地域生涯学習館規則を廃止するということでございます。それで、若干、学校開放に関する規則の整備を行ったということでございます。例えば、学校開放の対象とする施設に地域生涯学習館を入れる、それから、学校開放をできる者の範囲につきまして在住・在勤・在学という要件を規定したというものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

高木委員

後ほどまた報告があるかと思うのですが、震災の関係で、一部、4月中は学校開放を中止していると思うのですが、これについては特にここに規定するものでもなく引き継がれるという考え方でよろしいのですよね。特に異議はございませんが。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

副参事（生涯学習担当）

はい、そのとおりでございます。

飛鳥馬委員長

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第18号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

<日程第5>

飛鳥馬委員長

それでは、日程第5、第19号議案から第22号議案までの合計4件を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いします。

副参事（生涯学習担当）

これは、中野区教育委員に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例が制定されますことによりまして区長部局に移管されるということになります。それに伴いまして、中野区立体育館条例施行規則、中野区立歴史民俗資料館条例施行規則及び中野区立歴史民俗資料館処務規則、中野区立もみじ山文化センターの管理及び運営に関する規則、中野区区民ホール及び芸能小劇場条例施行規則がそれぞれ廃止となるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

飛鳥馬委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

大島委員

要するに、簡単に言いますと、これらの歴史民俗資料館とかそういうことの運営については、別途条例も規則も整備されて別のものができたので、今までのものは要らなくなったというようなことでよろしいのでしょうか。

副参事（生涯学習担当）

はい、教育委員会の規則でございましたので、それは廃止しまして、新たに規則を制定するというところでございます。

飛鳥馬委員長

ほかにはどうでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、上程中の第19号議案から第22号議案を一括して挙手の方法によって採決したいと思います。

ただいま上程中の第19号議案から第22号議案までの計4件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

<日程第6>

飛鳥馬委員長

それでは、次に、日程第6、第23号議案「中野区教育委員会事務局の組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則」を上程いたします。

説明をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、第23号議案の説明をいたします。

本議案は、三つの教育委員会規則の一部改正を一括して行うものでございます。いずれの改正も本年4月の組織改正に伴うものでございます。また、本規則の施行時期は平成23年4月1日でございます。

まず、中野区教育財産管理規則の一部改正でございます。第5条第2項は、教育財産管理事務を処理する統括管理者が次長の命を受けて処理する事項を列挙している規定でございますが、本年4月から、教育財産の管理に係る分野が教育経営分野から子ども教育施設分野に変更されることから、第5条第2項第6号及び第6条中の「教育経営統括管理者」を「子ども教育施設統括管理者」に改めるものでございます。

次に、中野区立少年自然の家処務規則の一部改正でございます。第6条は、少年自然の家の所長の統括管理者に対する報告義務を定めた規定でございますが、本年4月から中野区立少年自然の家の所管が学校教育分野から学校・地域連携分野に移管されることから、第6条中の「学校教育」を「学校・地域連携」に改めるものでございます。

続きまして、中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則の一部改正でございます。第10条は、教育委員会情報システム委員会の構成を定める規定でございますが、本年4月から「教育経営分野」の名称が「子ども教経営分野」に変更されることから、第10条第1号中の「教育経営」を「子ども教育経営」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

では、私のほうからよろしいですか。

今、最後の参考資料を見ているのですが、1の「主な内容」の第6条、第5条もありますが、この文言が、例えば(1)の①ですと、「教育経営」を「子ども教育施設」に、あるいは②のところでは、「教育経営」を「子ども教育施設」というふうに改めるということになっていますが、これは、組織改編のために言葉が変わるということであって、内容的には今までと同じというふうに考えてよろしいのでしょうか。

副参事（教育経営担当）

事務の内容としては変わりございませんけれども、事務が教育経営から子ども教育施設のほうに移管されることに伴いまして名称を変更するというものでございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

大島委員

関連してなのですが。

ということは、教育委員会の事務局の中でも、子ども家庭部との関係なども含めての大幅な組織の変更というのがあるということなののでしょうか。

副参事（教育経営担当）

名称も含めて大幅な組織改正が4月1日付で予定されております。現在の教育委員会事務局と子ども家庭部の組織を一体的に施行するといった観点から組織改正をするものでございます。

飛鳥馬委員長

ほかはよろしいでしょうか。

もう1点よろしいでしょうか。

そうすると、当然そういう準備になると思いますが、例えば区民の方が区役所へおいでになったときにわかりやすいといいますか、表示が変わるのだと思うのですね。窓口とか案内板とか。それはどんなふうに周知されますか。区民の方にどんなふうにお知らせするというか、いかがでしょうか。

副参事（教育経営担当）

当然、庁内の案内表示も変えるとともに、それは区報、ホームページ等でわかりやすく広報していくということになります。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

山田委員

最初にあります教育財産管理規則ですが、これが子ども教育施設ということになりますので、いわゆる子ども教育部ということの中での教育財産という、財産そのものの管理が実際にはふえるということにはなりませんね。それはいかがなのですか。

副参事（教育経営担当）

現在の教育財産は生涯学習分野が所管している部分も含んで学校施設関係でございますけれども、先ほどご審議いただきました議案の関係もございしますが、生涯学習分野で所管している図書館を除く施設については区長部局のほうに移管されるということで、そこから除かれます。それで、この子ども教育施設分野が所管するのは、学校の施設と保育園、児童館、U18プラザといった子ども施設関係、両方を所管する分野でございます。

山田委員

ありがとうございます。特に子どもの教育施設ということで保育園関係ですけれども、区では民営化もかなり進んでいるのですが、あの民営化というのは、区の施設で民間に委託している、施設そのものについてはこの管理の規則の中に入ってくるのでしょうか。その民間園についての扱いはどのようになるのですか。

副参事（教育経営担当）

区立保育園の民営化につきましては、土地は区が無償で30年程度貸与して、その上に国、あるいは区からの補助金を受けて、当然、事業者の補助金も使いますけれども、そこに事業者の建物として園舎を建てるという形態になってございます。ですから、土地については区有財産ですけれども、建物については事業者の所有の財産ということになります。

山田委員

確認しますけれども、民間園の建物についての管理は区がされているということによろしいですか。

副参事（教育経営担当）

建物につきましては、民営化した保育園についてはその事業者が管理をしていくということでございます。

山田委員

わかりました。

飛鳥馬委員長

ほかはよろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんようですので、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第23号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定します。

<日程第7>

飛鳥馬委員長

次に、日程第7、第24号議案「中野区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、第24号議案のご説明をいたします。

本議案は、平成23年4月の組織改正に伴うものでございまして、教育経営分野の名称変更及び別表第1、別表第2中で定める生涯学習事務専用の教育委員会印及び中野区立歴史民俗資料館に係る公印を廃止するための改正を行うものでございます。

本規則の施行時期は平成23年4月1日でございます。

まず1点目でございますが、本年4月から「教育経営分野」の名称が「子ども教育経営分野」に変更されることから、第3条中の「教育経営に係る分野」を「子ども教育経営に係る分野」に、「教育経営統括管理者」を「子ども教育経営統括管理者」に改めるものでございます。

2点目でございます。第5条から第16条中の「教育経営」を「子ども教育経営」に改めるものでございます。

第3点目でございます。別表第1中で定める生涯学習事務専用の聞教育委員会印の欄の削除を行い、中野区立歴史民俗資料館に係る三つの公印の欄を削る改正を行うものでございます。

また、別表第2中で定める中野区立歴史民俗資料館に係る三つの公印の印影を削る改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第24号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

<日程第8>

飛鳥馬委員長

次に、日程第8、第25号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第25号議案でございます。これにつきましては、二つの条例改正に基づきまして、別記様式第3号の改正を行うものでございます。

条例の一つ目でございますけれども、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例でございます。この中で、職の見直しによりまして職名の改正が行われました。具体的には、「教頭」が「副園長」にかわったということが1点でございます。

もう一つの条例は、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例でございます。この中で、月60時間を超える超過勤務時間等の積算の中に「日曜日又はこれに相当する日」というふうに含まれましたので、これに基づいた様式の変更でございます。なお、施行は平成23年4月1日という予定でございます。よろしくをお願いいたします。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

資料に超過勤務等命令簿がございますが、これは今の呼称の「教頭」ではなく「副校長」とかと名前が変わったことによって書いてある内容も変わったという、そんな認識でよろしいのでしょうか。

指導室長

はい、そのとおりでございます。もう1点は、集計表の集計欄のところでございますけれども、超過勤務等の時間数というところが一つにまとめられました。「日曜日等の勤務時間を除く」という項がございましたけれども、これも含めることになりましたので、一つにまとまるということになります。「教頭」が「副園長」にかわったことと、この2点がこの命令簿の改正部分でございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

大島委員

この命令簿というのはだれがつくってどこに備えつけるものなのでしょうか。

指導室長

園長が作成をいたします。実際には副園長の職務になりますけれども、園の中で保管するものでございます。

飛鳥馬委員長

今回のような大震災を経験すると、60時間の超過勤務というのがちょっと頭をかすめるわけですが、そういうことを考えると、規則というのはきちっとつくっておかなければいけないなというのは実感します。

ほかの方はどうでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、採決に移りますが、念のために申し上げます。ただいま上程中の第25号議案につきましては、中野区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定により特別区人事委員会の承認を得ることとされております。第25号議案につきましては、平成23年3月25日付で特別区人事委員会の承認を得られていることをご報告いたします。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第25号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定をいたします。

<日程第9>

飛鳥馬委員長

次に、日程第9、第26号議案から第32号議案までの合計7件を一括して上程をいたします。

議案の説明をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、第26号議案から第32号議案につきまして一括して説明をいたします。これら7議案に係る一部改正規則の施行期日はすべて平成23年4月1日でございます。

それでは、まず第26号議案について説明をいたします。

第3条関係の別表第1の改正でございます。幼稚園教育職員の職の見直しに伴いまして、級別標準職務表を定める別表第1を改正するものでございます。

続きまして、第4条関係の別表第2の改正でございます。同じく、幼稚園教育職員の職の見直しに伴い、初任給基準表を定める別表第2を改正するものでございます。

続きまして、第6条関係の別表第3の改正でございます。同じく、幼稚園教育職員の職の見直しに伴い、昇格時対応号給表を定める別表第3を改正するものでございます。

続きまして、第27号議案についてご説明いたします。

まず、第3条の改正でございます。条例別表第1の備考により定めていた園長に対する8,000円の加算が廃止されたことに伴い、この規定を削るものでございます。

続きまして、第3条の2の改正でございます。第3条を削ったことにより、条番号を繰り上げ、第3条の2を第3条とする改正でございます。

続きまして、第13条の第4項の改正でございます。既に改正されてございます中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第20条第5項の改正において、日曜またはこれに相当する日を月60時間を超える超過勤務時間数の算定基礎に含める改正が行われたことから、これらの日を除外することを定める第13条4項を削るものでございます。

続きまして、第19条の改正でございます。第13条4項第1号イの中で、「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の略称を「勤務時間条例施行規則」と定めてございましたが、この規定を削ったことに伴い、正式名称に改めるものでございます。

続きまして、第28号議案についてご説明いたします。

第2条関係の別表の改正でございます。副園長の設置に伴いまして、管理職手当の支給を受ける者の範囲及び額を定める別表を改正するものでございます。「教頭」を「副園長」に改め、再任用職員以外の職員の支給額を「5万6,000円」から「6万4,700円」に、再任

用職員の支給額を「3万6,300円」から「4万1,900円」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、第29号議案のご説明をいたします。

第2条第1項の改正でございます。副園長の設置に伴いまして、管理職員特別勤務手当の額等を定める第2条1項第2号の職名及び額の改正を行うものでございます。「教頭」を「副園長」に改め、副園長の支給額を「8,000円」と定めるものでございます。

続きまして、第30号議案のご説明をいたします。

第11条第2項の改正でございます。幼稚園教育職員給与条例第27条4項では、期末手当を加算する職員を定めてございますが、加算対象の職員が「職務の級が2級以上の職員」と改正されたことから、同項2号で、「教育委員会で定める」としていた規定を受けて定めていた第11条2項を削るものでございます。あわせて、条例の本則の付則2項及び3項に、この改正に伴う平成23年度から平成27年度までの経過規定を追加するものでございます。

続きまして、第11条関係の別表第2の改正でございます。幼稚園教育職員の職の見直しに伴いまして、条例第27条4項に基づき、職務段階等を考慮して、教育委員会規則で定める職員の区分を定める第11条の別表第2、職務段階別加算対象職員の区分を改正するものでございます。「教頭」を「副園長」に改め、「教諭又は養護教諭の職にある職員のうち、教育長が別に定めるもの」を「中野区立学校管理運営規則第24条の規定により準用する同規則第6条の4第1項又は第2項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」に改め、支給割合の「100分の7」または「100分の5」を「100分の5」に改めるものでございます。

続きまして、第31号議案の説明をいたします。

第4条第1項の改正でございます。これにつきましては、昨年11月22日に第41号議案として教育委員会でご議決をいただいた中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づきまして、平成23年度以降の支給割合の改正を行うものでございます。一般職員につきましては、平成23年4月1日以降、「100分の67.5」、管理職につきましては「100分の87.5」、一般の再任用職員につきましては「100分の32.5」、再任用の管理職につきましては「100分の42.5」と割合を改めるものでございます。

続きまして、第11条2項の改正でございます。幼稚園教育職員給与条例第30条第4項では、勤勉手当を加算する職員を定めてございますが、加算対象の職員が職務の級が2級以上の職員と改正されたことから、同項2号で「教育委員会規則で定める」としていた規定を受けて定めていた第11条2項を削るものでございます。あわせて、条例の本則の付則4

項及び5項に、この改正に伴う平成23年度から平成27年度までの経過規定を追加するもの
でございます。

続きまして、第11条関係の別表第3の改正でございます。幼稚園教育職員の職の見直し
に伴いまして、条例第30条第4項に基づき、職務段階等を考慮して教育委員会規則で定め
る職員の区分を定める第11条の別表、職務段階別加算対象職員の区分を改正するものでご
ざいます。「教頭」を「副園長」に改め、「教諭又は養護教諭の職にある職員のうち、教育
長が別に定めるもの」を「中野区立学校の管理運営に関する規則第24条の規定により準用
する同規則第6条の4第1項又は第2項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」に改め、
支給割合を「100分の7」または「100分の5」を「100分の5」に改めるものでござい
ます。

第32号議案の説明をいたします。第2条関係の別表の改正でございます。義務教育等教
員特別手当の月額改正に伴い、第2条の別表を改正するものでございます。

ご説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

第30号議案の第11条のところに、資料の裏側、別表2の第11条関係のところに、主任教
諭及び主任養護教諭は学校教育法上の職ではないと。そのために区教育委員会における学
校管理運営規則に規定する職であるためにこういう規定を設けたということが書いてある
わけですけれども、幼稚園教諭は、幼稚園ですので小・中学校とは違うということなのだ
ろうけれども、小・中学校の関係で言うと、小・中学校は主任教諭はいますが、主任養護、
これは同じような呼び方で、小・中学校に準じて幼稚園もつくったというふうに考えてい
いのでしょうか。

指導室長

そのとおりでございます。幼稚園につきましては、今回の職の見直しで、園長、副園長、
それから主任というのを新たに設置いたしまして主任教諭、それから教諭ということで4
段階になってございます。

飛鳥馬委員長

小・中学校の場合には、学校教育法上決まっていると。文部科学省、東京都が決めてい
ると。その流れはどうですか。

指導室長

学校教育法の中にそれがございしますが、幼稚園のところは準用しておりますけれども、

主幹教諭については入れていないということでございます。

飛鳥馬委員長

そうですか。主任はあるけれども、主幹はいないとわかりました。

ほかはどうでしょうか。

大島委員

第29号議案のところで、今まで教頭が7,000円なのだけれども、今度、副園長ということで8,000円というふうになって、何となくわかりにくいのですが、何で1,000円変わるのか、その辺の根拠といたしますか。

指導室長

現在の教頭職は実は2級職でございまして、教諭の給与表と同じでございました。今回の職の新たな見直しで、園長の職、それから副園長、それから主任教諭、教諭と4段階になりましたので、明確に管理職として位置づけられたということでございます。

飛鳥馬委員長

ほかにはいかがでしょうか。

山田委員

先ほど委員長がご質問されたことの繰り返しになるのですが、もう一度確認です。

東京都では校長、副校長、主幹だったと思うのですがけれども、文部科学省では主幹というのは名称としてあるのでしょうか。

指導室長

学校教育法の中では主幹教諭というのはございませんが、東京都は、校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭と5段階になってございます。

飛鳥馬委員長

ほかはよろしいでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、採決に移りますが、念のため申し上げます。上程中の第26号議案から第32号議案までの合計7件につきましては、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定によって、特別区人事委員会の承認または同意を得ることとされております。上程中の第26号議案につきましては、平成23年3月17日付で特別区人事委員会の承認が得られていることを報告いたします。それから、上程中の第27号に議案につきましても、平成23年3月17日付で特別区人事委員会の同意が得られていることを報告いたします。また、上程中の

第28号議案から32号議案につきましては、平成23年3月17日付で特別区人事委員会の承認が得られていることを報告いたします。

それでは、上程中の第26号議案から第32号議案を一括して挙手の方法によって採決をしたいと思います。

ただいま上程中の第26号議案から第32号議案までの合計7件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定します。

以上で、議決案件の審査は終わりました。

<報告事項>

飛鳥馬委員長

報告事項に移りたいと思います。

<事務局報告事項>

飛鳥馬委員長

本日は、先ほど申し上げましたように時間が余りありませんので、先に事務局報告をお願いします。事務局報告の中で、特に東北地方太平洋沖地震に伴う対応についての報告がありますので、それを最初をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、資料に基づきましてご報告いたします。

まず、電力不足に伴う中野区の対応でございます。1枚おめくりいただきまして資料をごらんいただきたいと思います。

1の「利用の休止」でございますが、教育委員会関係では、中野体育館、鷺宮体育館、学校の校庭開放、体育館開放、プール開放、遊び場開放、生涯学習館、哲学堂弓道場、常葉少年自然の家が利用の休止でございます。

2の「夜間利用の中止」でございますが、上高田と哲学堂の運動施設、もみじ山文化センター、ただしホール等の貸し出しを除きます。教育センター、野方図書館会議室でございます。

利用時間の短縮をしているのが、中央図書館が午前9時半から午後5時でございます。各地域館のほうは午前9時から午後5時でございます。なお、もみじ山文化センター、野

方区民ホール、なかの芸能小劇場の各ホールの使用につきましては、主催者側に自粛を要請しているところでございます。

もう1枚おめくりをいただきまして、避難被災者の受け入れ対応についてごらんいただきたいと思っております。受け入れ場所については、旧東中野小学校跡施設でございます。受け入れ期間は3月18日から31日までということでございますが、4月以降の対応については別途災害対策本部で決定をする予定でございます。受け入れの対象は、今回の地震の避難被災者でございます。4の「被災者への物資提供・条件」、それから「職員体制」「受け入れに伴う主な業務」につきましては、ごらんいただきたいと思っております。

なお、当初、被災者が入っておられましたけれども、3月23日午後9時15分現在で、避難被災者がほかに移られたということで、現在は被災者の方はおられませんので、体制を縮小しているところでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、救援物資の受け付けでございます。1の「受付期間・時間」でございますが、3月22日から3月27日までということで、ごらの時間で受け付けを行っております。「受付の場所」でございますが、区役所の1階区民ホールでございます。「周知方法」は、ホームページで周知をしております。4の「受付品目」でございますが、そこに記載の4品目でございます。輸送の方法、職員体制はごらのとおりでございます。

報告は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、学校教育担当と指導室長からも引き続き報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

私のほうからは、常葉少年自然の家の利用の休止と、この利用休止に伴います移動教室の実施の変更につきまして口頭でご報告させていただきます。

まず一つ目です。常葉少年自然の家の利用休止についてですが、福島第一原子力発電所の爆発事故の発生によりまして、半径20キロメートル以内の住民の方々は避難命令、また半径30キロメートル以内では屋内退避指示等が出ているところでございます。常葉少年自然の家は、福島第一原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内にあるということでございますので、当面の間ですけれども、この施設の利用を休止することといたしました。

次に、これまで常葉少年自然の家を利用して小学校、中学校で移動教室を実施してまいりましたが、今回、当施設の利用を休止することに伴いまして、小学校の移動教室につき

ましては、もう1カ所ございます軽井沢少年自然の家のほうをすべて利用するというようにいたしました。また、中学校のほうの移動教室につきましては、現在、中学校の校長会のほうで検討中でございますけれども、23年度につきましては中止の方向で検討しているということで聞いております。

以上でございます。

指導室長

それでは、今回の災害に伴います学校の対応について口頭でご報告申し上げます。

まず、3月11日の発災時でございますけれども、発災後直ちに学校、幼稚園に対しまして児童・生徒の安全確認、それから下校の見送り等を指示いたしました。その後で保護者等のお迎えによる引き渡しや、通学路の安全を確認した上での下校等について指示をいたしました。また、児童・生徒の被害の確認、それから施設・設備の被害状況の確認をいたしました。幸いでございますけれども、子どもたちにけがはございませんでした。教職員も同様でございます。施設・設備につきましては、壁のひび・はがれ、ガラスの破損、水漏れ等が発生いたしております。

また、当日から翌日土曜日の午後にかけてでございますけれども、残留児童・生徒の確認をずっと行ってまいりました。午後9時30分現在で7名のお子さんが学校に残留でございました。午前0時で5人、午前8時で2人、最終引き取りを完了したのが土曜日の10時45分ということでございます。また、当日11日は五つの中学校の3年生でございますけれども、校外学習に出ておりました。東京ディズニーランド等でございますけれども、合計447名が現地で罹災したということです。当日、交通機関が全く動かない状況になりましたので、東京ディズニーランド内や近隣のホテル、近隣の学校等に避難をいたしまして一夜を明かすということがございました。翌朝、交通機関が復旧してまいりましたので、それらを利用いたしまして、早い学校で10時20分、最終12時45分にはすべての下校が無事完了いたしました。その後、土曜日の午後から翌日曜日にかけて区職員による施設の安全点検を行ったところでございます。

それから、発災後から本日までの対応でございますけれども、発災後の次の週の14日の月曜日から、本日後期の最終日となりますけれども、本日まで給食なしの4時間授業ということで対応しております。また、明日からの春季休業日、春休みでございますけれども、部活動等、児童・生徒の活動については、教員の状況がかなり手薄になるという状況で、安全確保という意味から中止としております。

また、新学期でございますけれども、来週早々に代表校長会等と協議がございます。新年度、新学期からにつきましては予定どおり通常授業を考えておりますが、放射能のこと、節電のこと、計画停電のこと、給食の食材確保等の問題がございますので、これについては臨機応変の対応をしながらということになるというふうに考えております。

以上でございます。

教育長

ちょっとよろしいですか。

直接教育委員会の対応ということではないのですけれども、常葉少年自然の家については、子どもたちが長年、現地の田村市の方に大変お世話になっているということで、区民の方からも「田村市に対して何か救援の手だてをしていないのか」というお問い合わせがございます。3月15日から18日まで都合4日間、毎日救援物資を田村市のほうに区として輸送してまいりました。1日ごとに日帰りで行きますので、その行った時点で必要な物資は何かというのを聞き取った上で次の日に持っていくという対応をいたしました。避難民の方は、先ほど学校教育担当のほうからお話ししましたように、原発に伴う避難の方が田村市に最大8,000人ぐらいおいでになっていらっしゃる。今は大分少なくなっているようではございますけれども、そうしたことで田村市への援助ということをいたしました。最終日の18日には、区の職員が見舞金を持っていくということと、医師会の代表として山田委員、それから歯科医師会の会長の田中先生がご同行いただきまして、現地の方の健康面のご相談等もされているということです。

18日以降ですけれども、現地は物資が大分回ってきて、ガソリン等も供給されているということで、田村市のほうから「支援については現在のところは結構です。また何かありましたらお願いをします」ということがありましたので、申し添えておきます。

以上です。

飛鳥馬委員長

いろいろご苦労さまでした。

それでは、何か質問がありましたらどうぞ。いろいろあるかなと思うのですが。

最初に、この名称ですが、「東北地方太平洋沖地震に伴う」と書いてあるのですが、マスコミで使っているのとちょっと違うのですが、これは何か意味があるのでしょうか。これはどういうふうに使っているのでしょうか。

指導室長

気象庁で地震の名称としてはこれを用いているというふうに聞いてございます。

飛鳥馬委員長

では、マスコミが使っているのとは違って、行政的には、国とか都とかが使う、公的にはこういうふうになるのでしょうか。

教育長

この地震の名称はこういう名称で気象庁が命名しているわけですがけれども、地震に伴う災害の呼び方が、マスコミによって「東日本大震災」とか「東北関東大震災」とかという言い方をしているというふうに承知しています。

飛鳥馬委員長

区では公式的にはこれで使うということですね。

教育長

はい。

飛鳥馬委員長

わかりました。

ほかに何か質問ございますか。たくさんあると思うのですがけれども。

山田委員

では、今ご紹介いただきましたので、18日に田村市に視察に行ってきましたので、簡潔にお話し申し上げます。

当時、東北道が緊急車両のみが使えるということで、中野区の緊急車両は恐らく野方警察からステッカーをいただいて、この車両であれば通れるということで、東北道に入りましてからも緊急車両のステッカーが張ってある車のみですから、東北道は非常にすいておりました。私たちの車とトラック、そのほかは自衛隊の車ばかりでございます。パーキングエリアに入りますと、回りは全部自衛隊の車ですから、平時の事態ではないような感じがいたしました。

郡山から磐越道に入りました。磐越道は、道路は多少損傷していましたが、通行は可能でございました。おりましてすぐに大渋滞があったのですがけれども、これは何の渋滞かと思いましたが、ガソリンスタンドに並ぶ列でございまして、4～5キロメートルに及んでおりました。道路を迂回しまして、田村市役所に到着しましたのが、9時に出て1時ということになります。

田村市の富塚市長といろいろお話しいたしましたけれども、先ほど学校教育担当からお

話しありましたように、福島原発から30キロメートル圏内の屋内退避勧告で3月13日に避難民が8,066人、田村市は福島の要請を受けて1万5,000人規模を受け入れるということで、そのときに8,066人を受け入れたということでございます。当日は3,767人に減っております、これはいろいろな風評ということがありまして、ガソリンが手に入った人は田村市より遠くに避難しているのではないかとということであります。

先ほど教育長がお話ししましたように、中野区は14日にもう第一便を送っているのですね。これを市長さんは非常に喜ばれておりました。「何も物資がないところで、中野区さんが3トントラック2台分満載してきてくれた。この救援物資で本当に助かりました」とおっしゃっていました。その後は、先ほど教育長がお話しされたように、田村市からの要請を受けてその物品を積んでいくということで、この日は前の日に田村市の保健福祉部長から医薬品のこれとこれとこれが足りないというリストをいただいて、直ちに手配しまして、間に合ったものだけ積んでまいりまして、避難所におりましたドクターに手渡しをして、多少、一緒に診療したりなどしてまいりました。

私が行きました避難所は、自動車の部品メーカーが田村市につくった大きな工場を貸していただきまして、すごく広いですね、多分中野体育館が八つぐらい入るのではないですか、そのぐらいのところでございますけれども、実際には下はコンクリートです。近くの高校とかいろいろなところへ段ボールが来ておりまして、段ボールを敷いて、当時そこには1,000人ぐらいの方がいらっしゃいましたが、やはり一番心配なのは、コンクリートだけに冷えるということと、どうしてもトイレがそのデンソーの工場の外側にしかできないということで、お年寄りなどはトイレに行くのに大変なので水を飲まない。水を飲まないで脱水症になった方が何人かいて緊急搬送したということであります。

また、ライフラインとしてはやはり水が足りないということで、食器などは洗えません。「普通のキッチンペーパーでふいてください」というアナウンスが流れていましたし、あとは、18日で初めて温かいお味噌汁が飲めたということであります。

そういうことで、そこの先生というのは、避難されてきた先生が1人いらっしゃいまして、その先生と一緒に健康相談をして、滞在は2～3時間足らずでございましたけれども、まだまだ長時間にわたる避難であるとこれからいろいろなことが起きてくるのではないかなと思っております。

先ほどの常葉の話でけれども、常葉そのものは外観上特に問題はないということでございますが、実際には屋内退避命令が出ている関係で、その施設がどのような補修が必要な

のかどうかまでの詳細は多分つかんでいないというのが現状だと思います。まだ屋内退避命令が出ている関係上、いましばらくはあそこに立ち入ることはできないということで詳細はわからないのではないかなと思っております。

片道260キロメートル、往復520キロメートルという走行距離でございますけれども、そのぐらい離れた場所であります。「田村市そのものの被害というものはほとんどない」というふうに市長さんがおっしゃっていますけれども、「今後も中野区さんに後方的な支援を十分お願いしたい」ということで、そのようなことを承ってまいりました。

以上でございます。

飛鳥馬委員長

ほかにごございますか。時間が迫っているので、なるべく手短にお願いします。言いたいことはたくさんあると思います。私もたくさんあります。ほかの方はよろしいですか。

では、私から。

これに関してちょっと申し上げたいことは、さっき指導室長からもありましたけれども、ディズニーランドに行っていた5校の子どもたち、これからこういうことがあると困るわけですが、帰ってこられないでホテルに泊まるということは大変なことですよ。結局、携帯が通じないし、電車は通らないし、車でも迎えに行けないわけで、たまたまホテルがあって入れたというだけの話かなという気がします。そのために、家庭はもちろんですが、多分、指導室長、教育委員会、全部残って、この区役所で待機したと思うのです。そういうふうなこともあります。そういうことで、連絡もつかない、携帯も使えないようなことが起きるということですね。特に校外で行った場合。

まだ余震が続いているわけですから、親によっては「何であんなに早く学校から帰してしまうの？ もうちょっと預かってくれないの？」という親もいるわけです。「まだ余震があるじゃない」と。学校はそんなに長い間置いておけない。連絡もとれない。そういう問題も出てくる。いろいろなことが出てくると思うのです。「これからはうちから水を持ってきなさい」と言っても、水もなかなかない。スーパーでもすぐに売り切れです。そういうことがあり得るということです。

ほかにもたくさんありますが、あと、傍聴者発言を聞きたいと思いますので。この件はいいですか。あとは委員報告でもらっても結構です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

飛鳥馬委員長

それでは、委員報告も手短に、1分ぐらいでやってほしいなと思います。

私も言いたいことがたくさんありますが、11日の地震の日に電車に乗っていたのです。隣にも電車があって、相互作用で揺れがすごいのです。駅にとまってしまっただけで、それからずっと電車は走らないわけです。私は初めて中学校の体育館に1泊しました。帰れません。携帯も全然だめです。うちにも連絡なしです。そのときに、学校の先生方が10人ぐらい残って対応してくれたのですね。市の職員さんも6、7人来て対応してくれた。非常に手際よくやってくれて、炊き出しも受けました。そういう対応の仕方、非常に私は参考になりました。申し上げたいことはたくさんありますが、また次回そういう話をしたいと思います。

それでは、山田委員、お願いします。

山田委員

先ほど報告しましたように、18日はそういうことで1日田村市のほうに視察に行っていました。

あと、21日に予定されておりました東京都教育委員会の中学生駅伝大会が中止となってしまいました。その日のために中野区もチームを組んで練習した子どもたちでございますので、ぜひ何かその努力に報いるようなことを考えたいと思っております。

また、昨日は、中野区の医師会で、この震災の後で震災児のパニック障害、PTSDへの対応ということで講演会がございました。一言で言いますと、子どもたちに多く見られる震災後の症状として、幼稚に戻る、夜尿症が出てしまうとか、退行現象が出るとか、そういったことが出てくるということが知られております。これからは十分なメンタルのケアが大切ではないか。また、被災されたところからの転校生ももしかしたら中野区に入ってくることもあります。そういったことをきちんと支えなければいけないと思っております。

以上です。

飛鳥馬委員長

では、大島委員、お願いします。

大島委員

3月18日に第九中学校の卒業式に出席いたしました。ただし、ことしはこういう異例の事態ですので、例年行っております教育委員の祝辞ということも直接的にはなしで、副校長先生が代読するという申し合わせになっておりましたので、私は一応出席はしましたけれども、直接祝辞は述べないというようなことでもございました。卒業式自体は大変立派に

厳かに行われました。

あとは、きょうの午前中、野方小学校の閉校式に出席してまいりました。

以上です。

飛鳥馬委員長

では、高木委員、お願いします。

高木委員

この震災で被害に遭われた方に本当に哀悼の意をあらわしたいと思います。

私どもの国際短期大学でも、学生20名ぐらいが帰れなくなりまして、私も責任上、教職員と一緒に泊まりました。状況としては、今お話があったような形でございます。幸い、在学生には死亡・行方不明者はございませんでしたが、帰省した学生から「家がつぶれてしまった」「学校に戻れるかどうかわからない」という声がいくつか上がっております。17日に予定していた国際短大の卒業式は中止、職員総出で学位記を発送。予定した就活キャンプも中止。4月以降は一応平常どおり予定していますが、計画停電の影響があつてちょっとよくわかりません。また、授業についても、スライドやパワーポイントを使った授業に関しては見合わせ。あと、今、暖房は原則入れないので非常に寒いです。ダウンジャケットを着て授業をやっております。区の対応は適切だったと思うのですが、中野区は幸い23区内、計画停電に入っていませんが、今後どうなるかわかりませんので、機敏に事務局のほうでは対応していただきたいと思います。

私は、昨日は丸山小学校の卒業式、本日午前中は沼小の閉校式に出席させていただきました。

以上でございます。

飛鳥馬委員長

では、教育長。

教育長

特にございません。

飛鳥馬委員長

それでは、以上で本日の日程を終了しました。

今後の教育委員会についてお知らせします。4月の教育委員会の予定は、来週4月1日は休会です。4月8日、15日、22日は10時から、いつもどおりこの場所で開会します。4月29日は祝日で休会です。

私、委員長として今回最後になりますが、お世話になりました。また、山田委員、来年
よろしくお願ひします。

これで、教育委員会第9回定例会を閉じます。

午後1時09分閉会